

高知大学教育研究部自然科学系理工学部門人事委員会規則

平成 30 年 5 月 23 日
規則 第 13 号

最終改正 令和 7 年 3 月 29 日規則第 116 号

(目的)

第 1 条 高知大学教育研究部自然科学系理工学部門人事委員会（以下「委員会」という。）
について必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、理工学部門（以下「部門」という。）会議から依頼のあった教員の次の
事項について審議し、候補者を部門会議に報告する。

- (1) 教員の採用及び昇任に関すること。
- (2) 教員の配置換及び転任に関すること。
- (3) 教員の退職に関すること。
- (4) 教員の休職に関すること。
- (5) 教員の降任に関すること。
- (6) 教員の再任に関すること。
- (7) 教員の業績審査に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 採用等予定者が基幹教員となる学部の学部長
- (4) その他委員長が指名する教員

2 着任後 6 か月を経ていなければ委員になることができない。

3 第 1 項第 4 号に掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員
が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、部門長をもって充てる。

(招集)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の4分の3以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(選考委員会)

第7条 第2条に掲げる事項を審議する場合には、当該事項に関する選考委員会を設置するものとする。

- 2 選考委員会に委員長を置き、委員長の選出については委員会で決定する。
- 3 選考委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(再任審査委員会及び再任再審査委員会)

第8条 第2条に掲げる事項のうち教員の再任について審査する場合は、当該事項に関する再任審査委員会及び再任再審査委員会を設置するものとする。

- 2 前項の再任審査委員会及び再任再審査委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、国立大学法人高知大学事務組織規則に定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成30年5月23日から施行する。
- 2 本規則制定後選出された委員のうち、第3条第1項第4号に掲げる委員の任期については、同条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。
- 3 高知大学教育研究部自然科学系理学部門人事委員会規則(平成20年規則第40号)は、廃止する。

附 則 (令和7年3月29日規則第116号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。